

## 大使館からのお知らせ

### －日本などシェンゲン領域の外に出国する際の留意事項－

2013年12月19日  
在スロバキア日本国大使館

- 1 最近、フィンランド・ヘルシンキ空港から、日本などシェンゲン領域の外に出国しようとする外国人に対し、フィンランドの出入国管理当局が、それまでのシェンゲン領域内の滞在が合法であることを確認するため、外国人在留許可証明書等（当国では外国人警察が発行するクレジットカード大の身分証明書）の提示を求める事案が見受けられ、これを提示できない場合、確認・審査のためとして、一定時間、空港に留め置かれるケースが散見されています。
- 2 通常、日本人は、シェンゲン領域内において、90日以内の観光等を目的としたビザ無し滞在が認められていますので、日本人旅行者が観光を終え、シェンゲン領域の外に出国する場合、旅券上で90日以内の滞在が確認できれば、特段問題にはなりません。
- 3 しかし、スロバキアなどシェンゲン領域内に90日を超えて滞在していた者については、旅券上だけでは、合法的な滞在が確認できないとして、別途証明文書等を求められるため、上記の問題が発生します。
- 4 つきましては、当国に長期滞在されている方は、日本などシェンゲン領域の外に出国する際、こうした問題を防止するため、当国外国人警察が発行する身分証明書を携行することが一案です。
- 5 当国での長期滞在を終え、日本に帰国される方につきましても、日本に到着するまでは上記身分証明書を携行し、日本到着後、スロバキアに滞在する代理人等を通じて、当国外国人警察署において同身分証明書の返却等を行うことが一案です。

本件に関し、ご質問等ありましたら、当館領事班までお問い合わせ下さい。

在スロバキア日本国大使館領事班  
TEL : +421-2-5980-0100  
Email : consular@bv.mofa.go.jp

(了)